

2016年11月21日(月)17時30分

宮崎県庁前庭に集合!



踊ろう! Break the chain!

“Break the chain” (鎖を断ち切れ!) とは—

世界的な女性への暴力防止キャンペーンのテーマダンスです。
地球上の女性の3人に1人、約10億人がその生涯に強姦や暴力の被害に遭うという国連の統計を
元に、女性の権利向上を求めて10億人 (=one billion) に対して立ち上がろうと呼びかける
One Billion Rising 運動の一環として世界各地で踊られています。
パープルリボンネットワークは、国が定める11月12日から25日の「女性に対する暴力を
なくす運動」期間に合わせて、11月21日(月)、県民のみなさんと共にダンスで
女性への暴力根絶を訴えるキャンペーンイベントを行います。

1 BILLION
RISING
REVOLUTION

<http://www.onebillionrising.org>



パープルリボンキャンペーン 2015



“Break the chain” んまつりポス オリジナルバージョン ダンス動画URL 公開中
<https://www.youtube.com/watch?v=DBojcw38LPQ>

◆事前練習 11/19(土)17:00~18:00 宮崎県男女共同参画センターにて

≪ 同時開催 ≫ 県庁パープルライトアップ・パープルバルーンアート・みんなで作る
パープルパネル・啓発パネル展示・パープルリボンチャリティ販売 など

主催

パープルリボンネットワーク 2016

NPO法人ハートスペースM 一般社団法人ガールスカウト宮崎県連盟
国際ソープチミスト(SI)宮崎近郊5クラブ (SI宮崎 SI宮崎-フェニックス
SI宮崎-東諸 SI宮崎-ひまわり SI宮崎-たまゆら)

きらきら参画プロジェクト(宮崎市男女共同参画センター指定管理者)

NPO法人みやざき男女共同参画推進機構(宮崎県男女共同参画センター指定管理者)

協力

NPO法人MIYAZAKI C-DANCE CENTER 玉手箱一座
THE BODY SHOP 大塚製薬(株)ニュートラシューティカルズ事業部
宮崎大学教育学部 宮崎公立大学 宮崎県警察本部 宮崎県

〈問い合わせ〉 NPO法人みやざき男女共同参画推進機構

(宮崎県男女共同参画センター指定管理者)

住所: 〒880-0804 宮崎市宮田町 3-46 県庁 9 号館

TEL: 0985-32-7591 FAX: 0985-60-1833

Email: info@mdanjo.or.jp H P: <http://www.mdanjo.or.jp>

F B: <https://www.facebook.com/miyazakidanjo>



女性に対する暴力に関する相談窓口のご案内



名称	☎	相談受付時間	備考
NPO 法人 ハートスペース M	0985-89-5243	日・月曜日 10:00～17:00	
宮崎県女性相談所 (配偶者暴力相談 支援センター)	0985-22-3858	月曜～金曜 9:00～20:30 土・日曜日 9:00～15:00 祝日・年末年始を除く	
宮崎県警察本部 相談窓口	0985-26-9110 (#9110)	24 時間	
宮崎市男女共同参画 センター相談室	0985-25-2057	9:00～16:30 火曜日・祝日・年末年始を除く	弁護士・心理士による 専門相談あり ※要予約
宮崎県男女共同参画 センター相談室	0985-60-1822	月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～16:30 祝日・年末年始を除く	弁護士・心理士による 専門相談あり ※要予約

～ 秘密は守ります 相談は無料です ～

女性に対する暴力をなくす運動について

～内閣府男女共同参画局～



【趣 旨】

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

本来、暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。しかし、暴力の現状や男女の置かれている日本の社会構造の実態をみると、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があることがわかります。

この運動を一つの機会ととらえ、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化していく必要があります。

また、女性に対する暴力の根底には、女性の人権を軽くみる意識があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ります。

【期 間】

毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの 2 週間